

委託役務業務等の入札に係る消費税率の取扱いについて

令和元年 10月 1日から、消費税及び地方消費税の税率（以下「消費税率」といいます。）の引上げが実施される予定ですが、大阪広域水道企業団が発注する委託役務業務等の入札に係る消費税率については、下記のとおり取扱うことといたしましたのでお知らせします。

記

① 新税率（10%）が適用される案件

○履行完了日が令和元年 10月 1日以降となる案件

② 旧税率（8%）と新税率（10%）が適用される案件

○履行開始日が令和元年 9月 30日以前であり、履行完了日が令和元年 10月 1日以降となる案件

※

※案件によって取り扱いが異なる場合があります。

※契約の変更が必要となる案件については、後日、変更契約により新税率（10%）に対応します。

③ 旧税率（8%）が適用される案件

（1）履行完了日が令和元年 9月 30日以前となる案件

（2）平成 31年 3月 31日以前に契約締結し、経過措置が適用される案件※

※経過措置の適用を受ける案件については、経過措置が適用される旨の書類通知が必要となります。

入札額については、税抜き金額で入札してください。

消費税率の取扱いについては、[国税庁のホームページ](#)をご覧ください。